

(参考資料) 「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」の法制化に伴う
取り扱い等について

— 評議員会の設置等については3年間の経過措置を設定 —

この度、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、新たに社会福祉事業に第二種事業として位置づけられた「地域子育て支援拠点事業(保育所型)」「一時預かり事業(旧 一時保育事業)」について、ご参考まで下記についてお伝えいたします。

1. 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の事業開始の届出、定款変更等
について

平成21年4月1日において、社会福祉法人が「地域子育て支援拠点事業」又は「一時預かり事業」を行っている場合は、新たに定款に位置づけ、同事業の開始の届け出を、平成21年6月末日までに都道府県知事に行う必要があります。

2. 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の事業開始に伴う評議員会及び
経理区分の設置における経過措置について

さらに上記の位置づけに伴い、保育所のみを設置運営する社会福祉法人が同事業を実施する場合においても、新たに評議員会の設置等が義務付けされますが、別添の通知により、「① 評議員会を設置すること、② 社会福祉事業ごとに経理区分を区分すること」の二点については、当面、平成21年4月1日より3年間の経過措置が設定されることになりました。

4月30日付で同趣旨の別添の改正通知が都道府県、政令指定都市及び中核市に送付されています。ご参考まで同封いたします。



雇児発第 0430001号
社援発第 0430002号
老発第 0430001号
平成21年4月30日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立を行う際の審査基準や社会福祉法人の定款準則については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により定められておりますが、昨年12月に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）が成立し、本年4月1日より施行されました。これに伴い、当該通知を下記のとおり改正し、本年4月1日より適用することといたしましたので、御了知の上、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

記

別紙1の第3の4の（1）を次のように改める。

- (1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。

なお、社会福祉法人が、平成21年4月1日において保育所を経営する事業と併

せて、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）による改正後の児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）のいずれか若しくは両方の事業を行っている場合又は同日において保育所を経営する事業のみを行っている社会福祉法人が、翌日以降に、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行う場合には、平成21年4月1日から起算して3年以内に評議員会を置くものとする。

- ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
- ② 保育所を経営する事業
- ③ 介護保険事業



雇児保発第0430001号
平成21年4月30日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について

保育所における社会福祉法人会計基準の取扱いについては、「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年3月30日児保第13号）により、その留意点を示してきたところである。

今般、昨年12月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）が本年4月1日より施行されましたが、これに伴い、上記通知の取扱いを下記のとおり改正し、本年4月1日より適用することとしたので、了知願いたい。

記

本文中6を7とし、3から5までを1つずつ繰り下げ、2の次に3として次の項目を加える。

3 経理区分上の取扱いについて

社会福祉法人が、平成21年4月1日において保育所を経営する事業と併せて、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）による改正後の児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）のいずれか若しくは両方の事業を行っている場合又は同日において保育所を経営する事業のみを行っている社会福祉法人が、翌日以降に、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行う場合において、定款に記載された社会福祉事業ごとに経理区分を設けていないものについては、平成21年4月1日から起算して3年以内に保育所を経営する事業と地域子育て支援拠点事業又は一時預かり事業の経理区分を別に設けるものとする。